

川崎市選挙管理委員会告示第 27 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の川崎市長選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

令和 7 年 10 月 17 日

川崎市選挙管理委員会
委員長 廣 田 健 一

（別紙省略）